

第 5 回理事会

日 時：令和 8 年 3 月 26 日（木）16：00～18：25

場 所：オフィス東京 3 階 T3 会議室

出席者：（理事長）友 雅司，（理事）阿部雅紀，

猪阪善隆，繪本正憲，酒井 謙，菅野義彦，
菊地 勘，倉賀野隆裕，小岩文彦，後藤順一，

鶴屋和彦，長沼俊秀，中野敏昭，西尾妙織，

花房規男，林 香，平和伸仁，深澤瑞也，

正木崇生，米田龍生，脇野 修

（監事）内田潤次，齋藤 満

（幹事）名波正義（第 71 回幹事），

田蒔昌憲（第 72 回幹事）

（事務局）坂入幸雄，小島吉晴

議事に先立ち，友 雅司理事長から挨拶があり，以下の議事が進められた。

議 事

1. 議事録署名人の選出

友 雅司理事長から，内田潤次，齋藤 満の各監事が議事録署名人として指名され，全会一致で承認され，議事録作成人として，名波正義幹事，田蒔昌憲幹事が指名され，全会一致で承認された。

2. 入退会に関する件

倉賀野隆裕総務委員長から，2025 年 12 月 13 日～2026 年 3 月 26 日までの入会，退会，復会の申込数について説明があった。

正会員入会申込 152 名，退会 51 名，休会 0 名，復会 5 名，喪失退会 240 名，施設会員入会 12 施設，退会 7 施設，喪失退会 4 施設，その結果，2026 年 3 月 26 日現在の会員数は，正会員 14,225 名（休会 125 名），施設会員 4,167 施設，賛助会員 51 団体であることが報告され，全会一致で承認された。

3. 第 8 回役員（理事および監事）の選任に関する件

友 雅司理事長から，資料に基づき第 8 回評議員当選者に第 8 回役員立候補の届出について周知するとの説明があり，全会一致で承認された。

4. 第 74 回（2029 年）次次次期会長選出に関する件

友 雅司理事長から，第 74 回（2029 年）次次次期会長候補として阿部雅紀先生，深澤瑞也先生，鶴屋和彦先生の立候補の届出があり，選出要項第 3 項に基づき，事前に主旨説明書を配布しているとの説明があった。引き続き，友 雅司理事長から，会長の選出にあたって，学術集會会長選出要項に基づき，出席理事による単記無

記名投票を行った。結果，阿部雅紀先生が過半数を獲得したため，阿部雅紀先生を第 74 回（2029 年）次次次期会長候補として選出し，令和 8 年 6 月 18 日開催予定の通常総会へ推薦することが全会一致で承認された。

5. 名誉会員の推薦に関する件

友 雅司理事長から，資料に基づき，武本佳昭先生（川島病院），前野七門先生（仁榆会札幌病院）を令和 8 年 6 月 18 日開催予定の通常総会に推薦したいとの提案があり，審議の結果，全会一致で承認された。

6. 2025 年度補正予算に関する件

花房規男財務委員長から，資料に基づき説明があり，審議の結果，全会一致で承認された。

7. 2026 年度事業計画（案）に関する件

友 雅司理事長から，資料に基づき説明があり，審議の結果，全会一致で承認された。

8. 2026 年度新規事業に伴う概算要求（案）に関する件

花房規男財務委員長から，資料に基づき説明があり，引き続き，要求のあった各委員会委員長から概算要求内容について説明があり，審議の結果，各事業計画における要求金額については，全会一致で承認された。

9. 2026 年度予算（案）に関する件

花房規男財務委員長から，資料に基づき説明があり，審議の結果，全会一致で承認された。

10. 第 70 回学術集會・総会の決算（案）に関する件

猪阪善隆第 70 回会長から第 70 回学術集會・総会の決算について，資料に基づき説明があり，審議の結果，全会一致で承認された。

11. 第 71 回学術集會・総会の決算（案）に関する件

倉賀野隆裕第 71 回会長から第 71 回学術集會・総会の決算について，資料に基づき説明があり，審議の結果，全会一致で承認された。

12. 第 72 回学術集會・総会の決算（案）に関する件

脇野 修第 72 回会長から第 72 回学術集會・総会の決算について，資料に基づき説明があり，審議の結果，全会一致で承認された。

13. 規則等の一部改正に関する件（後記 4 頁）

1) 一般社団法人日本透析医学会 VA 血管内治療認定医制度規則施行細則の一部改正（案）について

深澤瑞也 VA 血管内治療認定医制度委員長から，資料に基づき説明があり，審議の結果，全会一致で承認された。

2) 一般社団法人日本透析医学会評議員選出規則の一部改正（案）について

米田龍生評議員選出委員長から，資料に基づき説明

があり、審議の結果、全会一致で承認された。

3) 一般社団法人日本透析医学会旅費宿泊費基準の一部改正（案）について

事務局から、資料に基づき説明があり、審議の結果、全会一致で承認された。

14. 臨時総会及び通常総会開催に伴う通告に関する件

友 雅司理事長から、資料に基づき説明があり、審議の結果、全会一致で承認された。

15. 令和8年度コメディカルスタッフ研究助成に関する件

友 雅司理事長から、候補者未決定のため議題が取り下げられたとの説明があり、資料については欠番とすることが報告された。

16. 発展途上国の透析スタッフ育成プログラム委員会 2024年度スタッフ教育研修の実施に関する件

倉賀野隆裕総務委員長から、資料に基づき説明があり、審議の結果、全会一致で承認された。

17. 総務委員会 VA 血管内治療認定医制度委員会に関する件

1) 2025年度VA血管内治療認定医の認定（案）について

深澤瑞也VA血管内治療認定医制度委員長から、資料に基づき、申請者140名、合格者80名、不合格者60名の説明があり、審議の結果、全会一致で承認された。

2) 2026年度VA血管内治療認定医の申請要項（案）について

深澤瑞也VA血管内治療認定医制度委員長から、資料に基づき説明があり、審議の結果、全会一致で承認された。

3) VA血管内治療認定医制度 認定更新事前審査申請(案)について

深澤瑞也VA血管内治療認定医制度委員長から、資料に基づき説明があり、審議の結果、全会一致で承認された。

4) 日本透析医学会VA血管内治療認定医制度規則第5節第17条に基づく調査について

深澤瑞也VA血管内治療認定医制度委員長から、資料に基づき説明があり、今回の当事者の措置等について審議した結果、日本透析アクセス医学会の結論が出たうえで検討することとした。

18. 専門医制度委員会に関する件

1) 専門医認定更新、指導医認定新規申請・更新に関する件

酒井 謙専門医制度委員長から、資料に基づき説明があり、審議の結果、全会一致で承認された。

2) 2026年度生涯教育プログラムに関する件

酒井 謙専門医制度委員長から、資料に基づき説明があり、審議の結果、全会一致で承認された。

3) 2026年度地方学術集会および全国規模学術集会開催に関する件

酒井 謙専門医制度委員長から、資料に基づき説明があり、審議の結果、全会一致で承認された。

4) 2026年度全国規模学術集会開催に関する件

酒井 謙専門医制度委員長から、資料に基づき説明があり、審議の結果、全会一致で承認された。

5) 全国規模学術集会認定申請に関する件

酒井 謙専門医制度委員長から、今回電解水透析研究会から全国規模学術集会の認定申請があったが、本件については特定の企業に財政などが依存されていないか、総会の議事録などの提出をお願いしたところで、継続審議としたいとの説明があった。

19. 統計調査委員会に関する件

1) 統計調査を用いた研究申請に関する件

(1) 統計調査委員会及び統計調査解析小委員会が行う研究（日本透析医学会統計調査を用いた研究の進め方に関する内規第3条～第5条関係）

①研究課題：透析中血圧変動と四肢切断および死亡との関連

申請者：常喜信彦（統計調査委員会委員）

(2) 他団体が行う研究（内規第12条関係）

①厚生労働科学研究（肝炎等克服政策研究事業）

研究課題：血液透析患者におけるHCV感染状況と生命予後の関連：DAA治療普及前後での検討

申請者：福間真悟（統計調査委員会委員、解析小委員会委員）

正木崇生統計調査委員長から、(1)から(2)の申請内容について、資料に基づき説明があり、審議の結果、全会一致で承認された。

2) 統計調査システム等の取扱いに関する規程に基づく届け出について（第6章関係）

(1) 東北腎不全研究会血液浄化ワーキンググループ

正木崇生統計調査委員長から、(1)の申請内容について、資料に基づき説明があり、審議の結果、全会一致で承認された。

20. 男女共同参画推進委員会（女性医師育成小委員会）に関する件

1) 第10回TSUBASA PROJECT参加者の決定について

西尾妙織男女共同参画推進委員長から、資料に基づき説明があり、審議の結果、全会一致で承認された。

なお、西尾妙織男女共同参画推進委員長から、第11回TSUBASA PROJECT 募集要項(案)については、今回提示できていないが第71回学術集会・総会までに理事会承認をいただく必要があるため、後日メール理事会での審議をお願いしたいとの依頼があった。

21. 慢性腎臓病に伴う貧血治療のガイドライン(案)に関する件

倉賀野隆裕慢性腎臓病に伴う貧血治療のガイドライン改訂ワーキンググループ長から、事前配布した資料について、理事会で複数の意見があり、意見に対する説明が行われた。また、今後、関連学会への外部評価、パブリックコメント、公聴会などを予定していることの説明があった。

22. 末期腎不全患者の緩和ケアに関する提言(案)に関する件

酒井 謙末期腎不全患者の緩和ケアに関する提言作成委員長から、資料に基づき以下の説明及び審議依頼があった。

- 1) CKM(保存的腎臓療法の定義について: 欧米では透析導入前の患者に限定されるが、日本では「透析の開始の見合わせ」と「透析維持の見合わせ」の両方を包括する意味でCKMを捉える独自路線を検討している。3学会の「腎不全患者のための緩和ケアガイダンス」もこれを踏襲しており、透析を行わない緩和ケアとして、現在動いている。
- 2) CKMの説明時期について: 療法選択時、CKDの自然歴を話す段階で、透析をしない場合の予後と、緩和ケアの説明について、KRTの有無にかかわらず、緩和ケアが存在し、重要であることを説明してよいか、なお、日本透析医学会ではCKMを第4の療法選択肢としては捉えていない。これについて審議提案があったが、安易なCKMへの誘導があってはならないという意見があったが、反対意見はなかった。
- 3) タイムリミテッド・ダイアライシスの定義について: 透析を開始するあるいは開始しない意思決定を支援する経過の中での「期間限定透析」として位置づけ、その後の継続判断を支援する。主に腎不全症状ないしは尿毒症症状に対する試行的治療手段とする。
- 4) KSC(腎臓支持療法 仮称)と「緩和ケア」の用語の使い分けについて: 国際的にはKSCと緩和ケアは同様である。英国圏などでは「緩和ケア」という言葉への心理的抵抗を避けるため「サポー

ティブケア」が使われてきた歴史がある。KSCを腎臓支持的療法と名付けてよいか(ただし、後に日本腎臓学会との整合性を踏む必要がある)について、審議提案があり、まだ国民のコンセンサスがないため、定義して、他学会に踏むまではないと承認された。

- 5) 緩和透析の定義と用語については、日本透析医学会と日本腹膜透析医学会との合議の結論を待つこととした。

23. 【厚生労働省】腎不全患者に対する緩和ケア等の総合推進事業に関する件(事後審議)

友 雅司理事長から、資料に基づき説明があり、審議の結果、全会一致で承認された。

24. 会告 透析液水質確保に関する研修に関する件

友 雅司理事長から、資料に基づき説明があり、審議の結果、全会一致で承認された。

25. 第71回(2026年)学術集会・総会に関する件
倉賀野隆裕第71回会長から、資料に基づき説明があり、審議の結果、全会一致で承認された。

26. 第72回(2027年)学術集会・総会に関する件
脇野 修第72回会長から、資料に基づき説明があり、審議の結果、全会一致で承認された。

27. 第73回(2028年)学術集会・総会に関する件
正木崇生第73回会長から、資料に基づき説明があり、審議の結果、全会一致で承認された。

28. その他

1) 令和8年度理事会日程に関する件

友 雅司理事長から、令和8年度の理事会日程について常任理事会で以下のとおり決定したとの説明があり、審議の結果、全会一致で承認された。

第1回: 5月16日(土)

第2回: 6月18日(木)

2) 今後の学術集会・総会の会場確保に関して

事務局から、資料に基づき、学術集会・総会の会場確保に関して状況報告があった。また、2030年の神戸国際会議場等の仮予約については会場を確実に確保するには早い段階で予約に切り替える判断をしていただくことが重要であるとの説明があり、2030年の開催会場について審議した結果、2030年度(第75回学術集会・総会)の開催は、神戸国際会議場他を開催地として予定し、学会として予約することが承認された。また、大会長を選出する際の立候補の通知には、今回の日程、会場等が理事会で決定したことを明記し通知することとした。

『一般社団法人 日本透析医学会 VA 血管内治療認定医制度規則施行細則の一部改正（案）新旧対照表』

現 行	改正案
<p style="text-align: center;">一般社団法人日本透析医学会 VA 血管内治療認定医 制度規則施行細則</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条 一般社団法人日本透析医学会（以下「本学会」という。）VA 血管内治療認定医制度の実施に関する業務は本学会 VA 血管内治療認定医制度規則に定めたことのほか、この VA 血管内治療認定医制度規則施行細則（以下「細則」という。）によって行う。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 VA 血管内治療認定医の資格</p> <p>第 2 条 VA 血管内治療認定医を新規申請する者は、取得業績として、次の各号の業績を取得していること。</p> <p>(1) 出願時に本学会年次学術集会参加 3 回以上あること。</p> <p>(2) VA 血管内治療に関する学会発表を 1 件以上行っているか論文 1 編以上発表していること（筆頭者に限らない、また本学会発表に限らない。また論文においては商業誌でも認めるが、メーカー作製の冊子の類は認めない。）VA 血管内治療に関するとはシースを用いて行う経皮的な血管内治療に關することであり、他の VA に關する加療は業績として認めない。</p> <p>(3) 出願時、術者として VA 血管内治療実績が 100 例以上あること。VA 血管内治療に關するとは前号に準じる。 なお、本手技は手術（K コード）であり、「手術記録に術者名として記載されていること」を必須とする。</p> <p>第 3 条 VA 血管内治療認定医を更新申請する者は、業績として当該認定期間 5 年間のうち、次の各号の業績を取得していること。</p> <p>(1) 本学会年次学術集会参加 2 回以上あること。</p> <p>(2) VA 血管内治療実績が 100 例以上あること。VA 血管内治療に關するとは第 2 条第 2 号に準じる。なお、更新申請においては、術者のみならず指導的助手としての経験でも良い。なお、本手技は手術（K コード）であり、「手術記録に氏名が記載されていること」を必須とする。</p>	<p style="text-align: center;">一般社団法人日本透析医学会 VA 血管内治療認定医 制度規則施行細則</p> <p style="text-align: center;">現行どおり</p>

現 行	改正案
<p style="text-align: center;">第 3 章 費用の納付</p> <p>第 4 条 VA 血管内治療認定医を申請する者は、申請手数料 (7,000 円) を納付する。</p> <p>2 VA 血管内治療認定医認定証の交付には、登録料 (3,000 円) を納付する。</p> <p>第 5 条 VA 血管内治療認定医更新を申請する者は、申請手数料 (7,000 円) を納付する。</p> <p>2 VA 血管内治療認定医認定証の交付には、登録料 (3,000 円) を納付する。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 細則の疑義の処理</p> <p>第 6 条 この細則の施行について疑義を生じたときは、該当事項は VA 血管内治療認定医制度委員会で処理し、処理困難な事項は理事会の議により決する。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 細則の変更</p> <p>第 7 条 この細則は、VA 血管内治療認定医制度委員会および理事会の議を経なければ変更することは出来ない。</p> <p>附則 この施行細則は令和 4 年 3 月 18 日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 費用の納付</p> <p>第 4 条 VA 血管内治療認定医を申請する者は、申請手数料 (10,000 円) を納付する。</p> <p>2 VA 血管内治療認定医認定証の交付には、登録料 (5,000 円) を納付する。</p> <p>第 5 条 VA 血管内治療認定医更新を申請する者は、申請手数料 (10,000 円) を納付する。</p> <p>2 VA 血管内治療認定医認定証の交付には、登録料 (5,000 円) を納付する。</p> <p style="text-align: center;">現行どおり</p> <p>附則 この施行細則は令和 4 年 3 月 18 日から施行する。 <u>附則 この施行細則は令和 8 年 3 月 26 日から施行し、2026 年度 (令和 8 年度) の新規申請者及び新規登録者並びに 2026 年度 (令和 8 年度) の更新申請者及び更新登録者から適用する。</u></p>


『一般社団法人 日本透析医学会評議員選出規則の一部改正（案）新旧対照表』

現 行	改正案
<p>一般社団法人日本透析医学会評議員選出規則</p> <p>第1章 総 則</p> <p>第1条 評議員の選出は一般社団法人日本透析医学会定款に定められたことのほかは、この規則による。</p> <p>第2条 評議員は、選挙によって選出される。</p> <p>第3条 選挙は全国統一地区（以下「全国区」という）および次の7地区（以下「地方区」という）に分けて行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 北海道・東北地区（北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島） 2. 関東地区（東京都を除く）（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川） 3. 東京地区（東京都） 4. 甲信越・北陸・東海地区（新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重） 5. 近畿地区（滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山） 6. 中国・四国地区（鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知） 7. 九州・沖縄地区（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄） <p>第2章 評議員選出委員会</p> <p>（構成）</p> <p>第4条 評議員選出委員は次の各項に定める委員よりなり、評議員選出委員会を構成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 理事長の指名する理事（評議員選出委員会委員長）1名 2) 全国区委員3名 3) 各地区委員各1名 <p>2 委員の任期は日本透析医学会定款第17条第1項の規定を準用する。ただし、再任を妨げないが、通算10年をこえることはできない。</p> <p>3 委員に欠員が生じた場合は、理事長は速やかに補充するものとする。その者の任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>（職務）</p> <p>第5条 評議員選出委員会は、次に掲げる職務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 評議員選挙の管理 2) 評議員選挙の執行に必要な業務 	<p>一般社団法人日本透析医学会評議員選出規則</p> <p style="text-align: center;">現行どおり</p>

現 行	改正案
<p style="text-align: center;">第3章 評議員の選出</p> <p>(評議員の定数)</p> <p>第6条 評議員定数は220名とする。その内80名は全国区、140名は地方区より選出する。</p> <p>2 地方区における評議員定数は、選挙のつど当該地区における正会員の数から比例配分により決定する。 この算定は評議員選出委員会が行い、理事会の承認を経て公示する。</p> <p>(選挙の公示)</p> <p>第7条 評議員選出委員会は、選挙が行われる前年の10月下旬に電子公告を行わなければならない。</p> <p>(選挙権)</p> <p>第8条 選挙権は、選挙が行われる前年の10月1日現在の正会員とする。</p> <p>2 有権者の所属地区は、選挙が行われる前年の10月1日現在の勤務地とする。ただし、勤務していない者は居住地とする。</p> <p>(有権者名簿)</p> <p>第9条 評議員選出委員会は、選挙の行われる前年の10月1日現在の有権者名簿を、10月下旬に電子公告を行わなければならない。</p> <p>2 有権者は、有権者名簿に脱漏、誤記を認めたときは、選挙の行われる前年の11月20日までに、評議員選出委員会に異議を申し立てることができる。</p> <p>3 評議員選出委員会が異議の申し立てを認めたときは、有権者名簿の訂正を行い、これを必要な範囲において有権者に公示しなければならない。</p> <p>(被選挙権)</p> <p>第10条 被選挙人は、選挙が行われる前年の10月1日現在の正会員で、評議員選出委員会に全国区あるいは地方区の評議員として立候補し、受理された会員とする。</p> <p>2 任期満了の年の4月1日までに満65歳に達する者は次期被選挙者になることはできない。</p> <p>(立候補の届出及び辞退)</p> <p>第11条 立候補しようとする者は、選挙の行われる前年の11月20日までに、所定の用紙で評議員選出委員会に届け出なければならない。</p> <p>2 立候補しようとする者は、全国区あるいは地方区のどちらか一方を明記し、両区に立候補することはできない。また、地方区の2つ以上に立候補することはできない。</p> <p>3 地方区に立候補しようとする者は、当該区に勤</p>	<p style="text-align: center;">現行どおり</p>

現 行	改正案
<p>務する者でなければならない。ただし、勤務していない者は居住地とする。</p> <p>4 候補者であることを辞退する場合は、選挙の行われる前年の12月1日までに、自署により立候補辞退届を評議員選出委員会委員長に提出しなければならない。</p> <p>(候補者の公示)</p> <p>第12条 評議員選出委員会は候補者の氏名を、選挙の行われる前年の12月下旬に電子公告を行わなければならない。</p> <p>(選挙の期日)</p> <p>第13条 選挙の期日は評議員任期満了の年の2月15日とする。</p> <p>(投票)</p> <p>第14条 有権者は、選出しようとする者の氏名を、評議員選出委員会から郵送された投票用紙に記入して、前条の定める選挙期日までに<u>所定の</u>返信用封筒に封緘し送付しなければならない。ただし、選挙期日当日の消印があるもの又はこれに準ずるものは有効とする。</p> <p>2 全国区は40名以内、地方区は評議員選出委員会が定めた地方区別の定数の半数以内を記入する。ただし、端数は切り上げる。</p> <p>3 投票は無記名とする。</p> <p>(開票)</p> <p>第15条 評議員選出委員会は選挙期日までに開票立会人若干名を指名する。ただし、開票立会人のうち、1名は法律の専門家を含めなければならない。</p> <p>第16条 開票は評議員選出委員会が開票立会人のもとに、選挙終了後ただちに行わなければならない。</p> <p>(投票の効力)</p> <p>第17条 投票の効力は評議員選出委員会が開票立会人の意見を聞き、決定する。</p> <p>第18条 以下の投票は各項に記載されたごとく処理する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) <u>所定の</u>投票用紙以外の投票用紙に記載したものは、すべて無効とする。 2) マークシートの記載が不正確なものは無効とする。 3) <u>所定の連記数</u>を超えて記載した場合は、記載事項すべてを無効とする。 4) 第13条及び第14条第1項に定めた期日を超えて送付されてきたものは無効とする。 5) <u>所定の</u>返信用封筒には当該有権者の投票用紙のみ封緘することとし、他の有権者の投票用紙を含め封緘し送付してきた投票用紙<u>及び所定の返信用封筒に封緘せず他の有権者の</u> 	<p>現行どおり</p> <p>(投票)</p> <p>第14条 有権者は、選出しようとする者の氏名を、評議員選出委員会から郵送された投票用紙に記入して、前条の定める選挙期日までに<u>評議員選出委員会</u>が送付した返信用封筒に封緘し<u>評議員選出委員会</u>あてに送付しなければならない。ただし、選挙期日当日の消印があるもの又はこれに準ずるものは有効とする。</p> <p>現行どおり</p> <p>第18条 以下の投票は各項に記載されたごとく処理する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) <u>評議員選出委員会</u>が送付した投票用紙以外の投票用紙に記載したものは、すべて無効とする。 2) マークシートの記載が不正確なものは無効とする。 3) <u>投票用紙に記載されている投票数</u>を超えて記載した場合は、記載事項すべてを無効とする。 4) 第13条及び第14条第1項に定めた期日を超えて送付されてきたものは無効とする。 5) <u>評議員選出委員会</u>から送付した返信用封筒には当該有権者の投票用紙のみ封緘することとし、他の有権者の投票用紙を含め封緘し送付してきた投票用紙は<u>無効とする。また、評</u>

現 行	改正案
<p><u>投票用紙とまとめて</u>送付してきた投票用紙は全て無効とする。</p> <p>(当選者の決定)</p> <p>第19条 当選の決定は、第3条、第6条に定める全国区、地方区の定数に応じ、有効投票数の多いものから順次当選者とする。</p> <p>2 投票が同数の場合、開票立会人の立会いのもとに委員長が抽選を行い、当選者を決める。</p> <p>第20条 候補者数が定数を超えない場合は、投票を行うことなく候補者を当選者とする。ただし、欠員は補充しない。</p> <p>第21条 当選者が決定した場合、評議員選出委員会はずみやかに当選者に通知し、電子公告を行わなければならない。また、会員専用ホームページにおいて、選挙結果情報（有権者数、投票者数、投票総数、有効投票数、白票、無効枚数及び得票率をいう。）並びに立候補者の得票数及び得票率を開示しなければならない。</p> <p>(異議の申し立て)</p> <p>第22条 選挙の効力に関し異議のある選挙者あるいは候補者は、選挙結果発表日より14日以内に文書で評議員選出委員会に対し異議申し立てができる。</p> <p>第23条 選挙に関する不正行為の有無は評議員選出委員会において審議、決定し、理事長に報告する。</p> <p>(当選者の繰上げ、補充)</p> <p>第24条 選挙日より50日以内に、当選者が辞退あるいは会員の資格を失ったときは、次点の者を順次繰上げ当選者とする。</p> <p>(選挙区の変更)</p> <p>第25条 評議員の内、地区別評議員が所属する選挙区を変更したことによって生じた評議員数の減少は補充せず、また増加は増加のままとし、次の選挙で是正する。</p> <p style="text-align: center;">第4章 補 則</p> <p>第26条 本規則は、理事会および総会決議を経て変更することができる。</p> <p>附則 本規則は平成5年7月17日から施行する。 附則 本規則は平成7年6月24日から施行する。 附則 本規則は平成9年7月18日から施行する。 附則 本規則は平成12年6月16日から施行する。 附則 本規則は平成23年4月15日から施行する。</p>	<p><u>議員選出委員会</u>が送付した返信用封筒によらず<u>それ以外の封筒により</u>送付してきた投票用紙は全て無効とする。</p> <p style="text-align: center;">現行どおり</p>

現 行	改正案
<p>附則 本規則は平成 23 年 11 月 18 日から施行する。</p> <p>附則 本規則は平成 24 年 3 月 16 日から施行する。</p> <p>附則 本規則は平成 24 年 6 月 23 日から施行する。</p> <p>附則 本規則は平成 24 年 9 月 3 日から施行する。</p> <p>附則 本規則は令和 元 年 12 月 6 日から施行する。</p> <p>附則 本規則は令和 2 年 7 月 19 日から施行する。</p> <p>附則 本規則は令和 4 年 5 月 27 日から施行する。</p> <p>附則 本規則は令和 7 年 6 月 26 日から施行する。</p>	<div style="text-align: center;">  <p>現行どおり</p> </div> <p><u>附則 本規則は令和 年 月 日から施行する。</u></p>

『一般社団法人 日本透析医学会旅費宿泊費基準の一部改正（案）新旧対照表』

現 行	改正案
<p>一般社団法人日本透析医学会旅費宿泊費基準</p> <p>I 旅費の計算について</p> <p>旅費は、支給を受ける者の所属する機関所在地より指定の場所へ最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又はその方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 片道 30 キロメートル以内の場合は、一律 2,000 円、片道 50 キロメートル以内の場合は、一律 3,000 円とする。ただし、計算額が 3,000 円を超えるときはその額とする。 2. 片道 50 キロメートル以上の場合の鉄道賃は、普通旅客運賃、急行料金、特別急行料金、指定席料金による。ただし、計算額が 3,000 円未満の場合は、3,000 円とする。 3. 片道 700 キロメートル以上の場合及びその他やむを得ない事情により航空機が必要とされる場合は、普通席による実費額とし、領収書（当該費用を支払ったことがわかる証明書をいう。以下同じ。）の提出をもって計算する。ただし、片道 700 キロメートルを超えている場合でも、事情により鉄道を利用した時は、前 2 項に準じて計算する。 4. 前項ただし書きにおいて、利用した鉄道料金について 1 回の支払金額が 3 万円（税込）以上になる場合（往復鉄道運賃の支払いなど）、当該領収書の提出をもって計算する。 5. 船賃は、旅客運賃、座席指定料金、特別船室料金による。 6. バス賃は、現に支払う旅客運賃とする。 7. 車賃は、業務上の必要により自動車を利用したと認められる場合にその実質額を支給する。支給額については乗車区間、支払金額が記載された領収書の提出をもって計算する。 <p>II 宿泊費について</p> <p>1 泊につき <u>15,000 円とする。</u></p> <p>ただし、事情により主催者が代わって予約し、その宿泊費を当該主催者が負担した場合は支給しないものとする。また、<u>宿泊した場合には当該領収書を提出するものとする。</u></p> <p>III パック料金の取扱い</p> <p>交通費と宿泊費が一体となったチケットを利用する</p>	<p>一般社団法人日本透析医学会旅費宿泊費基準</p> <p>現行どおり</p> <p>II 宿泊費について</p> <p>1 泊につき <u>25,000 円を上限とした実費額を支給する。</u></p> <p>ただし、事情により主催者が代わって予約し、その宿泊費を当該主催者が負担した場合は支給しないものとする。また、<u>宿泊費の実費額の精算には当該領収書をもって計算するものとする。</u></p> <p>III パック料金の取扱い</p> <p>交通費と宿泊費が一体となったチケットを利用する</p>

現 行	改正案
<p>旅行で、交通費、宿泊料ごとの実費が不明な場合は、まず、宿泊費 <u>15,000 円</u> 差し引いた残額を旅費相当額とする。なお、当該料金が3万円(税込)以上になる場合は、当該領収書の提出をもって計算する。</p> <p>IV キャンセル料の取扱い 予期せぬ事態により、学会業務を取り止めた場合に生じる旅費宿泊費のキャンセル料については、当該料金を支給するものとし、当該領収書の提出をもって計算する。</p> <p>V 領収書の提出については、別に定める「一般社団法人日本透析医学会旅費宿泊費の領収書提出要領」により行うものとする。</p> <p>VI 年次学術集会における旅費・宿泊費の支給については、I 及びIIの基準にかかわらず別に定めるところによる。</p> <p>附則 この基準は、平成22年3月19日から施行する。 この基準は、平成24年9月3日から施行する。 この基準は、平成30年8月24日から施行する。 この基準は、令和6年4月1日から施行する。</p>	<p>旅行で、交通費、宿泊料ごとの実費が不明な場合は、まず、宿泊費 <u>25,000 円</u> 差し引いた残額を旅費相当額とする。なお、当該料金が3万円(税込)以上になる場合は、当該領収書の提出をもって計算する。</p> <p style="text-align: center;">現行どおり</p> <p>附則 この基準は、平成22年3月19日から施行する。 この基準は、平成24年9月3日から施行する。 この基準は、平成30年8月24日から施行する。 この基準は、令和6年4月1日から施行する。 <u>この基準は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>